第四条の次に次の二条を加える。

（漁港施設等活用事業の意義）

第四条の二　この法律で「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する次に掲げる事業をいう。

一　当該漁港において取り扱う水産物の販売（直売所において行うものを除く。）又は当該水産物を材料とする料理の提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業

二　遊漁（釣りその他の方法により水産動植物を採捕することをいい、漁業法第二条第一項に規定する漁業に該当するものを除く。次条において同じ。）、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他当該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業

三　前二号に掲げる事業に附帯する事業

（漁港水面施設運営権の意義）

第四条の三　この法律で「漁港水面施設運営権」とは、第四十八条の規定による設定を受けて、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業（遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。）を実施するために、当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利をいう。

第十七条第十項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第三十七条第一項ただし書中「又は次条第四項」を「、次条第四項」に改め、「をする場合」の下に「又は第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（漁港施設の貸付けに係るものに限る。）又は同条第四項第一号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従ってする場合」を加える。

第三十七条の二第一項中「及び加工」を「、加工及び販売」に改め、同条第四項中「（これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「いう」の下に「。第四十四条第一項において同じ」を加える。

第三十八条中「同様である」を「同様とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第三項に規定する事項が定められたものに限る。）に従ってする行為については、適用しない。

第三十九条第一項ただし書中「する行為」の下に「、第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従ってする行為」を加える。

第三十九条の五第一項中「第三十九条第一項」を「、第三十九条第一項」に、「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（第四十四条第一項に規定する認定計画において第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。

第四十七条を第七十三条とする。

第四十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「許可を受けないで」を「規定に違反して」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第三十八条の認可を受けないで」を「第三十八条第一項の規定に違反して」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第四十一条第二項」を「第六十七条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第七十二条とする。

第四十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第二十四条第一項の場合において、農林水産大臣の許可を受けないで」を「第二十四条第一項後段の規定に違反して」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「許可を受けないで」を「規定に違反して」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者」を「同項第一号に該当する行為をしたとき。」に改め、同条を第七十一条とする。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十四条の二を第七十条とし、第四十四条を第六十九条とする。

第四十三条を削る。

第四十二条中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、「又は」を削り、「許可」の下に「をし、又は第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）、同条第三項に規定する事項、同条第四項第二号に掲げる事項若しくは第五十条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定」を加え、同条を第六十八条とし、第四十一条を第六十七条とする。

第四十条第一項中「、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて」を「関係地方公共団体の意見を聴いて」に改め、「これを」の下に「当該漁港の」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「市町村長、都道府県知事又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「経て」を「経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて」に改め、「これを」の下に「当該漁港の」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、指定しようとする当該施設で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。

第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により施設の指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

第四十条を第六十六条とする。

第六章を第八章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第六章　漁港の活用の促進

第一節　漁港施設等活用基本方針

第四十条　農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（以下「漁港施設等活用基本方針」という。）を定めなければならない。

2　漁港施設等活用基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

二　漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施に関する事項

三　漁港水面施設運営権に関する基本的な事項

四　漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

五　その他漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項

3　第六条の二第三項から第六項までの規定は、漁港施設等活用基本方針について準用する。

第二節　漁港施設等活用事業の実施等

（活用推進計画）

第四十一条　漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港施設等活用基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定めることができる。

2　活用推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

二　漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

三　漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地